入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「平成29年度京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区事業化検討業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

１　入札公告の掲示日

平成29年6月22日

２　発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　　田中　伸和
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

３　業務概要

（１）　業務名

平成29年度京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区事業化検討業務

（２）　業務内容　主な業務内容は以下のとおりである。

①　事業化検討地区にかかる事業計画案の検討

イ　現況整理及びコンセプト案の検討

（イ）検討地区の土地・建物等現況整理

（ロ）上位計画、事業地区の立地特性等によるコンセプト案の検討

ロ　防災街区整備事業の事業計画案の検討

（イ）施行要件の整理（施行区域のケース毎）

（ロ）施設計画案の精査

（ハ）資金計画、権利変換計画等の検討

ハ　市街地再開発事業の事業計画案の検討

（イ）施行要件の整理

（ロ）施設計画案の検討

（ハ）資金計画、権利変換計画等の検討

二　事業スケジュール案の精査

②　不燃化促進候補街区における事業化方策検討

イ　事業化検討地区の抽出（２地区程度）

ロ　事業手法の検討

ハ　施設計画のボリューム案検討

二　事業性の検討

③　協議用資料作成支援

イ　事業計画等説明資料作成支援

ロ　地元権利者説明用資料の作成支援

なお、本件業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

【評価テーマ】

①　京島周辺地区の事業化検討地区において、その権利者属性を踏まえ、防災街区整備事業の事業化に向けた権利者合意形成を進めるにあたり留意すべき事項を提案してください。

②　鐘ヶ淵周辺地区の不燃化促進候補街区において、不燃領域率向上を目的とした土地の敷地整序及び共同化等の事業化検討地区の抽出にあたり留意すべき事項を提案してください。

（３）　業務の詳細な説明

「平成29年度京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区事業化検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

仕様書及び参考資料については、平成29年6月22日（木）から平成29年7月7日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）以下の場所（６（１））で交付することとする。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙１　機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

（４）　成果品

仕様書のとおり。

（５）　履行期間　契約締結日の翌日から平成30年3月16日まで

（６）　履行場所

東京都墨田区

４　競争参加資格

（１）　次の①から⑤に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者ではないこと。

③　当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している不動産鑑定業者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)

（２）　平成19年度以降に受注し、完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）を有すること。

Ａ　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施区域内における防災街区整備事業または市街地再開発事業の事業化検討業務

Ｂ　防災街区整備事業又は市街地再開発事業の事業化検討業務

（３）　次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

①　下記のいずれかの資格を有する者

・一級建築士の資格を有し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）による登録を行っている者。

・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号。以下同じ。）による登録を行っている者。

・再開発プランナーの資格を有し、社団法人再開発コーディネーター協会に備える登録簿に登録を行っている者。

・都市再生事業等の従事者として技術的実務経験を25年以上有する者

※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）又は民間企業の職員・社員のことをいう。

②　平成19年度以降において受注し業務完了した上記（２）に掲げるいずれかの業務の経験を有する者であること。

③　申請書及び資料の提出期限時点において、当該企業と雇用関係があること。

（４）　上記(１)から(３)に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

５　総合評価に係る事項

（１）　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

②　価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

・企業の経験及び能力
・予定管理技術者の経験及び能力
・実施方針
・評価テーマに関する技術提案

（２） 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

（３） 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価ウエイト
基本事項評価	申請者（企業）の経験及び能力	業務実績	（様式－２） 平成19年度以降において受注し業務完了したＡ又はＢの業務の実績（※）を下記の順位で評価する。 ①Ａの実績が２件ある。 ②Ａの実績が１件又はＢ業務の実績が２件ある。 ③Ｂの実績が１件ある。 ※業務の定義は上記４（２）を参照。 なお、平成19年度以降にＡ又はＢの業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は２件までとし、１件につき１枚以内に記載する。 ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務があった場合は、①、②に該当する実績があったとしても評価は③の０点を上限とする。	①　10 ②　5 ③　0
	予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格	（様式－３） 下記のいずれかの資格等を有する者。 ・一級建築士の資格を有し、建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）による登録を行っている者。 ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号。以下同じ。）による登録を行っている者。 ・再開発プランナーの資格を有し、社団法人再開発コーディネーター協会に備える登録簿に登録を行っている者。 ・都市再生事業等の従事者として技術的実務経験を25年以上有する者。 なお、上記の者以外の場合は欠格とする。	数値化しない
		業務実績	（様式－４） 平成19年度以降において受注し業務完了したＡ又はＢの業務の実績（※）を下記の順位で評価する。 ①Ａの実績が２件ある。 ②Ａの実績が１件又はＢの実績が２件ある。 ③Ｂの実績が１件ある。 ※業務の定義は上記４（２）を参照。 なお、平成19年度以降にＡ又はＢの業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は２件までとし、１件につき１枚以内に記載する。	①　10 ②　5 ③　0
技術提案書	実施方針	業務理解度	（様式－５） 業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。	10

		実施体制	（様式－５）及び（様式－５－２） 配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえで的確な体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ		（様式－６） 技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ：上記３(２)業務内容参照	20
技術点　合計				60

（４）　積算基準

本件業務に係る積算基準については、別添１のとおり。

６　担当支社等

（１）　申請書及び資料について

〒131－0032　東京都墨田区東向島2-16-14　ナンカイ３ビル３階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
墨田都市再生事務所
電話03－3610－1120

（２）　平成29・30年度の競争参加資格について

〒163－1313
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部　経理課
電話03－5323－0469

７　競争参加資格の確認

（１）　本件競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本都市再生本部長（以下「本部長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４(１)③の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４(１)①、②、④、⑤、及び(２)から(４)までに掲げる事項を満たしているときは、申請書等提出時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」を併せて提出することを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４(１)③に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①　　提出期間：　平成29年6月22日（木）から平成29年7月7日（金）までの

土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）

② 提出場所： 上記６（１）に同じ

③ 提出方法： あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（２） 申請書は、様式－１により作成すること。

（３） 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記②及び③のＡ又はＢの業務実績については、平成19年度以降に、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

当機構東日本地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

② 企業の経験及び能力

平成19年度以降に受注し、完了した、Ａ又はＢの業務実績について様式－２に記載すること。

③ 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格及び平成19年度以降のＡ又はＢの業務実績について、様式－３及び様式－４に記載すること。

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式－５に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式－５－２に記載すること。

⑤ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式－６に記載すること。記載にあたっては、１テーマにつきＡ４判１枚とする。

⑥ 契約書（仕様書を含む）の写し

上記②及び③のＡ又はＢの業務実績として記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務がＡ又はＢ業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

（４） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年7月25日（火）に通知（発送）する。

（５） その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③　本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8　苦情申立て

（1）　競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：　平成29年8月1日（火）午後５時

②　提出場所：　上記６（２)に同じ

③　提出方法：　書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（2）　本部長は、説明を求められたときは、平成29年8月8日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

（3）　本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

（4）　本部長は、上記(２)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9　入札説明書に対する質問

（1）　この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①　提出期限：　平成29年7月28日（金）　午後５時

②　提出場所：　上記６(１)に同じ

③　提出方法：　提出場所への持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

（2）　上記(１)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間：　平成29年8月4日（金）から平成29年8月8日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）

②　閲覧場所：　上記６(１)に同じ

10　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日　時：平成29年8月9日（水）　午前10時30分（予定）

場　所：〒163－1382

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

（連絡先）

東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札課
電話03－5323－4782

提出方法:同日同時刻内の持参又は前日まで必着での書留郵便による郵送とする。
電送によるものは受け付けない。
郵送による場合、前日までに到着しないものは無効とする。

11　入札方法等

（１）　入札書は、入札書の提出期限までに持参又は前日まで必着での書留郵便による郵送とする。

（２）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。

（４）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（５）　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

12　入札保証金及び契約保証金　免除

13　開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、入札参加者が第１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

14　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

上記５(２)による。

16　手続における交渉の有無　無

17　契約書作成の要否

業務請負契約書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（改正）を参照）により、契約書を作成するものとする。

18　支払い条件

支払いは、前金払３０％以内及び完成払とする。（予定）

19　関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

20　その他

（１）　入札参加者は、入札心得書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→入札（見積）関連様式についてを参照）及び上記17の契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。

（２）　申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（３）　落札者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。

（４）　管理技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。

（５）　本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（６）　受注者が、申請書及び資料（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。

（７）　落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（改正）を参照）を上記17の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

（８）　本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

（９）　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直

しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構ＯＢ)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ １者応札又は１者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上

（様式－１）

競争参加資格確認申請書

年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　　田中　伸和　殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

平成29年6月22日付で公告のありました平成29年度京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区事業化検討業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　入札説明書７(3)①に定める登録状況を記載した書面

2　入札説明書７(3)②に定める企業の経験及び能力を記載した書面

3　入札説明書７(3)③に定める予定管理技術者の経験及び能力を記載した書面

4　入札説明書７(3)④に定める実施方針を記載した書面

5　入札説明書７(3)⑤に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面

6　入札説明書７(3)⑥に定める契約書（仕様書を含む）の写し

以上

注）なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

（様式－２）

・企業の平成 19 年度以降に受注し完了した業務の実績

会社名）○○○○

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注１：業務分類には、入札説明書４（２）において定義したA、Bいずれかの業務を記載する。

注２：記入に際しては１件あたり本様式１枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務がＡ又はＢの業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

（様式－３）

・予定管理技術者の経歴等

<table>
<tr><td colspan="4">① 氏名</td></tr>
<tr><td colspan="4">②所属・役職　　（入社年月日：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="4">③保有資格
・一級建築士（登録番号：　　取得年月日：　　）
・技術士（建設部門）（登録番号：　　取得年月日：　　）
・再開発プランナー（登録番号：　　取得年月日：　　）
・技術的実務経験が 25 年以上ある場合は履歴書を添付</td></tr>
<tr><td colspan="4">④業務経歴（平成 19 年度以降、最大 2 件）</td></tr>
<tr><td>業務分類</td><td>業務名</td><td>発注機関</td><td>履行期間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業者としての実務経験
（従事機関名）</td><td>役職</td><td>従事期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>業務分類</td><td>業務名</td><td>発注機関</td><td>履行期間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業者としての実務経験
（従事機関名）</td><td>役職</td><td>従事期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注１：業務分類には、入札説明書４（２）において定義した A、B いずれかの業務を記載する。

（様式－４）

・予定管理技術者の平成 19 年度以降における業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注１：業務分類には、入札説明書４（２）において定義したＡ、Ｂいずれかの業務を記載する。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注３：記入に際しては１件あたり本様式１枚とし、記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務がＡ又はＢ業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

（様式－５）

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）
実施体制図

注１：実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは１０ポイント以上とする。

注２：記載にあたっては、Ａ４判１枚に記載すること。なお、２枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

（様式－５－２）

・予定担当技術者の資格、業務経験等

Ｎｏ	保有資格	業務経験等

注１：様式－５に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

（様式－６）

・評価テーマに関する技術提案

評価テーマ： ①　京島周辺地区の事業化検討地区において、その権利者属性を踏まえ、防災街区整備事業の事業化に向けた権利者合意形成を進めるにあたり留意すべき事項を提案してください。

注１：評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは１０ポイント以上とする。

注２：記載にあたっては、１テーマ、Ａ４判１枚に記載すること。なお、２枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

（様式－６）

・評価テーマに関する技術提案

評価テーマ： ②　　鐘ヶ淵周辺地区の不燃化促進候補街区において、不燃領域率向上を目的とした土地の敷地整序及び共同化等の事業化検討地区の抽出にあたり留意すべき事項を提案してください。

注１：評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは１０ポイント以上とする。

注２：記載にあたっては、１テーマ、Ａ４判１枚に記載すること。なお、２枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

別紙１

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　田中　伸和　殿

（住　所）

（会社名）

（代表者名）　　実印

機密保持に関する確認書

当社は、「平成29年度京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区事業化検討業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

１．当社は、機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２．当社は秘密情報を本件業務参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。

３．当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。

イ　司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合

ロ　本件調査のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件調査に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合

４．次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。

イ　貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ　貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ　貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５．当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。

６．当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７．当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

（ご担当者様のご連絡先）

御部署

御氏名

tel）　　－　　－　　fax）　　－　　－

※本書面の提出にあたっては、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）を添付すること

別添１

調査・検討業務等の積算基準について

１　業務費用の算定

業務費用　＝　業務価格　＋　消費税相当額
　業務価格　＝　直接人件費　＋直接経費　＋　諸経費
　消費税相当額　＝　業務価格　×消費税率

２　直接人件費の算定根拠

仕様書別紙に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

３　経費の積算について

（１）直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

（２）諸経費の積算

諸経費　＝　直接人件費　×　諸経費率（１１０／１００）

以　上